

## 内部事務の集中化の実施について

国税庁においては、事務の一層の効率化を図ることを目的として、小規模な税務署（対象署）の内部事務（※）を近隣のより大きな規模の税務署（中心署）で集中的に処理する「内部事務の集中化」を進めております。

こうした中において、関東信越国税局では、平成28事務年度から糸魚川税務署の内部事務を高田税務署において集中的に処理する試行を開始し、事務効率の効果を検証しながら進めてきましたが、平成30事務年度からは正式な施策として実施します。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の発送などをいいます。

内部事務の集中化実施署	
（中心署）	（対象署）
高田署	糸魚川署

### 留意事項

- 内部事務を処理するために、糸魚川署管内の納税者や税理士の皆様に対し、高田署から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 内部事務の集中化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 糸魚川署管内の納税者の皆様の納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり糸魚川署で行います。
- 糸魚川署管内の納税者の皆様が申告書や届出書等を郵送で提出する際には、高田署に郵送してください。  
【送付先】〒943-8588 高田税務署内  
申告書等集中処理担当部署（糸魚川税務署）